

# 政府の「令和元年台風第19号非常災害対策本部会議」において 林横浜市長が安倍内閣総理大臣に要請を行いました

本日、政府の「非常災害対策本部会議」に指定都市市長会を代表して、林 文子 横浜市長（指定都市市長会会長）が出席し、「令和元年台風第15号及び第19号等による被災地の復旧・復興に向けた指定都市市長会緊急要請」を、安倍 内閣総理大臣に行いましたので、お知らせします。

## 1 要請内容

令和元年台風第15号及び第19号等による被災地の復旧・復興に向けた指定都市市長会緊急要請  
(別添参照)

## 2 会議内容

会 議：令和元年台風第19号非常災害対策本部会議（第16回）

日 時：令和元年11月1日（金）午後4時00分～午後4時20分

場 所：首相官邸

出席者：安倍 内閣総理大臣、麻生 副総理・財務大臣、菅 内閣官房長官、関係府省大臣等  
全国知事会代表（黒岩 神奈川県知事等）、指定都市市長会会長（林 横浜市長）

## 3 会議の様子 ※写真データを希望される方は、下記の問合せ先までご連絡ください。



## 4 林 文子 横浜市長（指定都市市長会会長）のコメント

本日、このたびの台風で大きな被害を受けた仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、横浜市をはじめ、指定都市20市の総意として、被災地の復旧・復興に向けた政府のご支援を、安倍総理大臣に要請しました。

安倍総理大臣をはじめ、関係府省の大臣には、指定都市市長会の要請をしっかりと受け止めていただきました。

これまでも政府のご支援をいただき、指定都市として被災者の生活・経営再建の支援、公共施設の応急復旧等に全力で取り組んでおります。政府におかれましては、被災地の一日も早い復旧・復興と、今後の大規模災害に備えるため、迅速かつ総合的なご支援を、より一層推し進めていただきたいと思います。

お問合せ先

政策局大都市制度推進課長 高橋 佐織 Tel 045-671-4323

**令和元年台風第15号及び第19号等による被災地の  
復旧・復興に向けた指定都市市長会緊急要請**



**令和元年11月  
指定都市市長会**

## 令和元年台風第15号及び第19号等による被災地の復旧・復興に向けた 指定都市市長会緊急要請

本年9月8日から9日にかけて、関東地方を直撃した台風第15号は、猛烈な雨や暴風、高波等による住宅や事業所、農地・農業用施設、公共施設等の損壊、浸水など、甚大な被害をもたらすとともに、大規模な停電もあり、日常生活に大きな支障を生じさせた。被災自治体は、国等と連携しながら現在も懸命の復旧作業を行っているところである。

また、10月12日から13日にかけて、大型で非常に強い勢力を維持したまま上陸した台風第19号は、東日本を中心に13都県で大雨特別警報が発表されるなど、記録的な豪雨をもたらし、河川氾濫や土砂崩落を同時多発的に発生させ、多くの尊い人命と国民の財産を奪った。

さらに、10月25日に発生した大雨により、千葉県を中心として両台風で被災した地域に河川氾濫や土砂崩落等が発生し、復旧・復興途上にあつた多くの地方自治体に影響を及ぼしている。

これらの災害により、送電線や上下水道、道路・鉄道等の交通網など、市民生活に必要なライフラインやインフラに加えて、農地・農業用施設、港湾・漁港施設、海岸保全施設、商業施設、工場等も深刻な打撃を受け、市民生活や事業活動に支障を来している。

現在、指定都市においては、被災者の救助や生活・経営再建の支援、公共施設の応急復旧等に全力で取り組むとともに、被災自治体の支援に尽力しているところであるが、全ての被災自治体が一日も早く復旧・復興し、また、今後の大規模災害における被害を最小限に食い止めるためには事前防災が必要であり、国による迅速かつ総合的な支援、そして既存の対策の抜本的な見直しを強力に推進する必要がある。

については、指定都市市長会として、以下のとおり要請する。

### 1 速やかな人命救助活動の実施

今なおいる行方不明者の捜索・救助に、共に全力を挙げること。

### 2 被災者の生活再建への支援

現行の被災者生活再建支援法では支援の対象とならない「半壊」以下の住家被害が歴大に発生していることから、浸水被害に対する被害認定基準の更なる緩和や解体を伴わない「半壊」、「一部損壊」まで支援対象を拡大するなど、この度の災害による被災世帯に対する効果的な支援となる見直しを早急に行うこと。

また、災害救助法の適用にあたっては、被災者の視点に立って、実質的に居住困難となっている又は生活に著しい支障を来している世帯に対する被災住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与を災害救助費の対象とし、必要に応じて被災世帯による申請手続の簡略化や救助の期間延長を図るとともに、既に修理が行われた場合であっても遡及して助成するほか、災害救助事務取扱要領において給付対象外の生活必需品についても追加するなど、各種法令等の弾力的な運用を行うこと。

なお、各種支援制度の適用範囲等については、同程度の被害を受けた世帯に対して、被災規模や地方自治体の区分により地域間で格差が生じないようにするとともに、各種支援制度を実施する又は新たな支援制度を創設するときは、実施自治体に過度な財政負担が生じないようにすること。

### 3 災害廃棄物の処理等への支援

大量の災害廃棄物を処理するため、また、被災した廃棄物処理施設の早期の復旧を図るため、被災自治体を実施する災害等廃棄物処理事業及び被災した廃棄物処理施設の早期復旧のための予算を確保すること。

また、仮置場の撤去に伴う原状復旧費用については、補助対象が必要最低限のものとされており、明確に示されていないことから、土壌環境モニタリングや整地に係る経費など、特に人が多く立ち入る公共性の高い場所を仮置場とした場合に必要な原状復旧作業費用についても対象とするよう国庫補助制度を整備すること。

さらに、災害廃棄物を迅速に処理するため、廃棄物処理における災害廃棄物の特例措置等に係る省令等を早期に整備するとともに、被災後も日常的に排出される生活ごみの収集運搬等を含め、廃棄物処理が円滑に進むよう、地域のニーズに応じて支援する制度を整備すること。

### 4 公共土木施設等の早期復旧及び改良復旧

被災した公共土木施設等の早期の復旧を図るため、必要な予算を確保することはもとより、災害復旧事業に早期に着手できるよう災害査定等の簡素化等を行うこと。

また、原状復旧と同等の補助率の嵩上げ等の措置を講ずるなど、被災を契機とした防災力向上に向けた改良復旧を積極的に推進すること。

### 5 道路、鉄道等の交通網の早期復旧に向けた支援

土砂崩落、損壊等により甚大な被害が生じている道路について、住民の生活道路である県道や市町村道については、早期復旧に向けて必要な人材、技術及び財政支援を行うとともに、高速道路や国直轄道路など、広域・緊急輸送の基幹インフラとなる道路等については、国の費用負担により、早急に復旧を行うこと。

また、被害を受けた鉄道事業等の公共交通について、早期に復旧できるよう、交通事業者等に対する特段の配慮を行うこと。

## 6 港湾施設の復旧支援

記録的な暴風・波浪等により破損した港湾・漁港施設（岸壁、護岸、橋梁等）について、早期復旧や再度災害防止に向けた施設改良に対する技術的・財政的な支援、国庫補助負担金の補助率の嵩上げや対象範囲の拡大等の支援を行うこと。

## 7 農林水産業の復興に向けた支援

農林水産業については、今回の被災により営農等の意欲の減退につながらないように、農林水産業者の被害状況を踏まえ、農業共済金の早期支払いや被災した生産施設・機械等の再建・修繕、漂流・漂着した稲わら等を含む堆積物の処理を含めた農地・水路の復旧など農林水産業者の生産活動の早期再開に向け、必要な支援を確実に行うこと。特に畜産業者に対しては、家畜の死亡や体調不良、搾乳停止による乳牛の罹患、工場の停止による生乳の廃棄など、長期停電による過去に例のない被害が生じており、回復まで相当の時間を要することから特段の支援措置を講ずること。

また、農地・農業用施設災害復旧事業による補助制度の活用においては、被害状況に応じた手続期間の延長等を行うこと。

さらに、林道を含む森林及び被災した農地・農業用施設の早期復旧について事務処理対応の取組を支援するため、農林業土木の担当者を地方自治体に派遣すること。特に、農業水利施設の中には、規模の大きなため池が決壊した場合など、地方自治体の技術・人員・予算では災害時の迅速な応急対応が困難なものがあることから、専門家や技術者の派遣、機材等を貸出するなど、災害時応急対応に係る支援体制の更なる充実を図るとともに、防災情報提供の体制強化のため、ハザードマップの整備や水位計・監視モニターの設置普及に係る技術開発及び財政支援策を講ずること。

## 8 商工業の復興に向けた支援

商工業については、今回の災害を理由とした廃業等を招かないよう、特に小規模企業・中小企業の事業再開が迅速かつ円滑にできるよう、建物、設備、通信機器の復旧や更新に対する支援など、特別の支援措置を講ずること。

## 9 観光産業に対する支援

今回の災害による風評被害に備え、被災地への旅行需要を一日も早く回復させるため、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信と、誘客のための事業の実施や地方自治体の取組に対する支援を行うこと。

## 10 文化財等の保全・修復に対する支援

コミュニティの崩壊・活力の減退につながるおそれがある地域の有形無形の文化財等とともに、博物館等の文化財収蔵施設の保全・修復への取組について早急に財政措置を含めた支援を行うこと。

また、未指定を含めた水損文化財の一時保管、復旧に向けた全国的な支援体制を構築すること。

## 1 1 復旧・復興に向けた財政支援

被災自治体が行う応急対策や復旧・復興対策及び被災地を支援した地方自治体に係る財政負担の軽減のため、国庫補助負担金の補助率の引上げや対象範囲の拡大、特別交付税の増額配分など、十分な財政支援を講ずること。また、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、被災自治体へ職員を派遣した地方自治体に、財政負担が伴うことのないよう財政支援策を講ずること。

## 1 2 住家被害認定調査の効率化及び応援体制の確立

被災者が様々な公的支援を受けるためには、罹災証明書の速やかな交付が求められ、被害認定調査の効率化・迅速化が不可欠であることから、風害、水害、地震などの災害種別に応じた部位毎の損傷判定早見表など、調査業務を円滑に行えるためのツールを整備するとともに、自己判定方式の書式について提示すること。

また、被災自治体への応援職員が円滑に調査を実施できるよう、例えば、Eラーニング手法等の効率的な方法により派遣前に研修を実施するなど、広く職員が知識を習得し、研鑽できる体制を確立すること。

## 1 3 治水・治山・土砂崩落対策の推進

治水ダムや中小河川を含む河川改修、流域貯留施設の整備、堆積土砂の除去への支援拡充など、近年の豪雨災害を踏まえた抜本的な治水対策や土砂災害の防止・軽減への対策を迅速に推進するとともに、事前防災に資する治水対策や土砂災害対策に関する特別枠を設けるなど、予算を増額すること。

また、住民の主体的な避難に繋がるよう、防災情報提供のあり方を総合的に見直すとともに、ハザードマップの整備と周知、水位計や監視カメラの設置等の住民目線のソフト対策を加速するため、技術開発の推進、財政面の支援を強化すること。

## 1 4 内水浸水対策の推進

内水浸水による災害防止の観点から、再発防止に係る予算の大幅な増額を行うとともに、補助率の嵩上げも可能とする予算制度を創設すること。

また、内水浸水対策を目的とした常設及び可搬の排水ポンプの整備について財政措置を講ずるとともに、国土交通省等が保有する排水ポンプ車の台数を増やし、重大な内水被害の発生の恐れが生じた場合には、緊急配備を行うなど、より一層の柔軟な対応を可能とすること。

## 15 生活関連インフラの早期応急復旧に向けた対策の推進

電力・通信インフラのさらなる強靱化を推進し、大規模自然災害が発生しても必要不可欠な機能を確保するとともに、迅速に復旧できるシステムを構築するため必要な措置を講ずること。

また、大規模かつ長期的な停電やそれに伴う通信障害が発生した場合には、医療機関、福祉施設等に、速やかに電源車、移動基地局等を配置し迅速な応急復旧を図るよう事業者を指導するとともに、地方自治体、電力供給事業者、通信事業者等との連携強化への支援を行うこと。

令和元年11月1日  
指定都市市長会